共済組合から

知らなかった・・・では遅い！

病気やけがをした時の「障害厚生年金」を確認

「障害厚生年金」とは、組合員が在職中の病気やケガがもとで、一定の障害が残った場合に、在職・退職関係なく組合員からの請求により支給される年金です。障害年金の基準に該当すれば、働きながら受給することができます。受けられる年金は、1級、2級、3級と障害程度に応じて決められ、障害等級が1級又は2級の場合には、日本年金機構から障害基礎年金が併せて支給されます。

なお、共済組合から傷病手当金（同附加金）が支給される場合は、年金額に応じて傷病手当金の額が調整されます。

1 受給要件　次の①～③を満たす場合に障害厚生年金が支給されます。

①初診日において組合員であること

【初診日】とは、障害の原因となった傷病について、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日

②障害認定日に障害等級1級から3級に該当すること

【障害認定日】とは、初診日から1年6月を経過した日又は1年6月以内に治った日（その症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日）

診断書を提出してもらい、審査します。

【障害年金に該当する状態】
- ○1級　常時の介護が必要なもの
- ○2級　日常生活が著しい制限を受けるもの
- ○3級　労働が著しい制限を受けるもの

③保険料納付要件を満たしていること

2 初診・障害等級の認定・請求までの流れ

障害認定日に障害等級1級～3級に該当するときは、障害認定日の翌月分から年金を受給できます。
障害認定日以降、いつでも請求できますが、遡及して受けられる年金は、時効により、5年分が限度です。

